

基山町コミュニティバス有料広告募集要項

本町では、コミュニティバスの車体やバス停等において有料広告を掲出していただける方を募集いたします。基山町コミュニティバス有料広告掲出要綱の規定する内容に適合していれば、個人・法人は問いませんので、広告媒体のひとつとしてご利用ください。

(1) 広告募集対象者 下記に該当しないすべての者。

- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ・基山町建設工事等請負・委託契約に係る指名停止期間中の者
- ・暴力団員等
- ・市区町村民税を滞納している者
- ・前各号に掲げる者のほか、コミュニティバスに広告を掲出することが適当でない者

(2) 広告募集内容

基山町コミュニティバス有料広告掲出審査基準に適合している広告

(3) 広告の種類と掲出料

広告媒体	広告スペース	広告の規格 (cm)	広告掲出場所	掲出料 (円/1ヶ月)	掲出期間	申込み受付期間
車体	ボディ A-①	90×50	1号車	10,000	最長12か月 (各月の1日から末日まで)	随時 (希望月の前月10日まで)
車体	ボディ A-②	90×50	2号車	10,000	最長12か月 (各月の1日から末日まで)	随時 (希望月の前月10日まで)
車内	車内上部 A-③	42×29.7 (A3横)	1号車及び2号車(車両2台に、同一広告を1か所掲出)	3,000	最長12か月 (各月の1日から末日まで)	随時 (希望月の前月10日まで)
車内	座席	21×29.7 (A4)	1号車及び2号車(1か所掲出)	3,000	最長12か月 (各月の1日から末日まで)	随時 (希望月の前月10日まで)
車内	運転席裏 A-④	21×29.7 (A4)	1号車1枠	3,000	最長12か月 (各月の1日から末日まで)	随時 (希望月の前月10日まで)
バス停	裏面 B-①	上部 23×33 下部 23×56	バス停(1か所掲出)	5,000	最長12か月 (各月の1日から末日まで)	随時 (希望月の前月10日まで)

※コミュニティバス1号車は、運転士1名を含む29人乗り。

けやき台線・高島線・中心部巡回線を1日10便(7時00分から19時05分まで)運行。

※コミュニティバス2号車は、運転士1名を含む10人乗り。

園部線・本桜線・宮浦線・長野線・中心部巡回線を1日4便(7時25分から17時43分頃まで)運行。



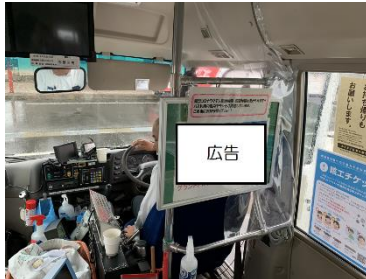
A-①



A-②



A-③



A-④



B-①

(4) 広告募集の流れ

主体	内容	時期
申込者	基山町コミュニティバス有料広告掲出申込書に下記の必要書類を添付し、町に提出 (1) 事業内容を明らかにする書類 (2) 会長が別に定める審査基準に基づいた広告案 (3) 市区町村税等の滞納がないことの証明書類 (4) 個人情報の照会に関する同意書	掲出希望月の前月10日まで
基山町	基山町コミュニティバス有料広告掲出要綱及び基山町コミュニティバス有料広告掲出審査基準に基づき審査し、基山町コミュニティバス有料広告掲出可否決定通知書の通知	申込書等の提出から約1週間程度
申込者	広告物の製作及び町への提供	掲出希望日の3開庁日前まで
申込者	広告掲出料の振込 ※広告掲出料の振込確認後、掲出になります。 振込確認ができなければ、掲載できませんのでご注意ください。	決定通知書受取から30日以内又は掲出希望開始日の前日のいずれか早い期日
基山町	広告の掲出	広告掲出申請期間
申込者	掲出した広告の引き取り	広告掲出申請期間後10日以内

お問い合わせ先：基山町地域公共交通活性化協議会事務局（定住促進課内） ☎0942 - 92 - 7920